

## 教育厚生委員会会議録

日時 平成27年12月14日(月) 開会時間 午前10時01分  
閉会時間 午後2時50分

場所 委員会室棟 第2委員会室

委員出席者 委員長 山田 一功  
副委員長 宮本 秀憲  
委員 白井 成夫 水岸富美男 山下 政樹 大柴 邦彦  
永井 学 卯月 政人 上田 仁

委員欠席者 なし

### 説明のため出席した者

教育委員長 長田由布紀 教育長 阿部 邦彦  
教育次長 深澤 肇 理事 塚原 稔  
学力向上振興監 古屋 武人 総務課長 小島 良一  
福利給与課長 柏木 精一 学校施設課長 櫻井 順一  
義務教育課長 青柳 達也 高校教育課長 斉木 邦彦  
新しい学校づくり推進室長 河野 利之 社会教育課長 相河 竜治  
スポーツ健康課長 赤岡 重人 学術文化財課長 小澤 祐樹

福祉保健部長 吉原 美幸 福祉保健部次長 渡辺 恭男  
福祉保健部次長 相原 正志 福祉保健部技監 三科 進吾  
福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 堀岡 伸彦  
福祉保健総務課長 前嶋 健佐 監査指導室長 古屋 正  
長寿社会課長 内藤 梅子 国保援護課長 依田 正樹  
子育て支援課長 神宮司 易 障害福祉課長 中山 吉幸  
衛生薬務課長 守屋 英樹 健康増進課長 依田 誠二

### 議題(付託案件)

- 第85号 山梨県障害者幸住条例改正の件
- 第86号 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例中改正の件
- 第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの
- 第91号 指定管理者の指定の件(山梨県立青い鳥福祉センター(青い鳥老人ホーム))
- 第92号 指定管理者の指定の件(山梨県立梨の実寮)
- 第93号 指定管理者の指定の件(山梨県立あさひワークホーム)
- 第94号 指定管理者の指定の件(山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮)
- 第97号 指定管理者の指定の件(山梨県立ゆずりはら青少年自然の里)
- 第98号 指定管理者の指定の件(山梨県緑が丘スポーツ公園)

請願第27-9号 重度障害児の医療費を窓口無料に戻すことを求めることについて

請願第27-12号 重度心身障害児の医療費助成方法の変更に関することについて

請願第27-13号 ゆきとどいた教育を求めることについて

**審査の結果** 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第27-9号、同第27-13号については継続審査すべきものと、請願27-12号については採択すべきものと決定した。

**審査の概要** 委員会の審査順序について、教育委員会関係、福祉保健部関係の順に行うこととし、午前10時01分から午前11時48分まで（途中、午前10時30分から47分まで休憩をはさんだ）教育委員会関係、午後1時02分から午後2時50分まで福祉保健部関係の審査を行った。

### **主な質疑等 教育委員会関係**

第97号 指定管理者の指定の件（山梨県立ゆずりはら青少年自然の里）

#### **質疑**

**山下委員** 1点だけちょっと確認です。私、指定管理者の委員会に出ていたんですけども、いつからだとか忘れてしまったんですけども、たしか指定管理者は今度4年間に短縮されるという話を聞いたと思うんです。これは5年間になっていますけれども、その辺の整合性は？

**相河社会教育課長** 平成29年度からの指定に関しましては4年間でございますけれども、平成28年度からの指定に関しましては、まだ5年間になってございます。

**山下委員** 了解。

**卯月委員** 2ページ目の指定管理者となる団体を選定した理由の中に、上野原市は、ゆずりはら青少年自然の里と機能を補完し合う市立施設を有しており、両施設を一体的に運営することで、集客力、事業効果を上げることが可能であること、地域の特色を生かした運営が可能であることとありますが、上野原市のほうからはどのような提案があったのかお伺いします。

**相河社会教育課長** ゆずりはら青少年自然の里の運営につきましては、上野原市のほうから、同自然環境を活用いたしました自然観察、それから、自然体験だけではなくて、併設しております上野原市立の体験施設を活用した地域の歴史や文化の体験活動、例えば、郷土食づくりなどを通して青少年の生きる力を育む拠点となることや、それから、自然の里の利用者は、現在、主に児童生徒や青少年が中心でありますけれども、閑散期などには高齢化社会に対応いたしまして、高齢者を対象といたしました受け入れ態勢とか、活動プログラムなどを用意したいということ、またさらに、生涯学習社会を支える東部地区の社会教育施設、その拠点といたしまして、幅広い年齢層を対象といたしました学習や研修の機会の提供など幅広い活動をしていきたい。また、先ほど申しましたように、冬季におきましては利用者が少なくなるんですけども、その集客をアップするために、外国の方々の餅

つき体験をする餅つきサミット、それから、旧正月祭りといった、地域のほうに伝わっております伝統行事を行う体験など、冬季ならではの事業を実施していきたいなど、たくさんの提案がされています。

臼井委員 委員長、議事進行のことで。県費1億6,700万円ほどの支出があるにもかかわらず、この施設がどういう施設か我々全くわからないんだよ。この施設の何か資料ぐらい提出するのが常識じゃないか。全然わからないよ。

山田委員長 それでは、今、資料の提出を求める提案がありましたので、ちょっと指示していただいて、資料のほうの御用意をこの時間内でできますか。あわせてこの後の案件もあるので、緑が丘の分も概要を。  
では、着席のまま暫時休憩を…。

臼井委員 いや、質疑を続けてもいいですよ。ただ、資料を見たいということで。

相河社会教育課長 特別委員会の資料のほうを御用意させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

山田委員長 特別委員会の資料で結構です。資料が来るまで、あわせて議事を進行いたしますので。

卯月委員 現在も上野原市がこれを受託しておりますけれども、今、課長さんから御説明も若干ありましたけれども、利用者の状況はどういうふうになっているのか教えてくださいたいと思います。

相河社会教育課長 現在の受託期間であります平成23年度から26年度のことについて御説明させていただきますと思います。平成23年度に関しましては、前年度の東日本大震災の影響を受けまして、1万人を切るような状況でありましたけれども、平成24年度から平成26年度に関しましては1万人を超えるというふうな形で利用をいただいております。また、この施設は、首都圏に近い場所にありながら非常に自然が豊かな環境にございまして、利用者が登山とか清流での川遊びといった自然体験活動を気軽に行うことができるということがありまして、県外からの利用者が過半数を超えています。平成26年度の県内の利用者は115団体で4,372名、県外の利用に関しましては120団体で6,805名ということで、県外の利用者が全体の60.9%を占めているというふうな状況です。

卯月委員 3の委託料の参考として、指定管理者の候補者との協議による合意後の金額が、現在の指定管理者の委託料と比較して1,000万円余り削減をされておりますけれども、その理由について教えてください。

相河社会教育課長 指定期間は5年間ですので、年間200万円の削減ということになります。警備とか清掃といった外部への委託業務に関しまして、入札を行うことによってより安価な業者のほうに委託をすることで540万円余の削減を行っています。また、燃料費に関しまして、灯油の単価が下がったということや、また、燃料の消費量の節減などを行いまして、190万円余の削減を行っています。

卯月委員 燃料・灯油、かなりの金額ですけれども、これは何に用いている？ 暖房とかそういうことですか。

相河社会教育課長 今委員がおっしゃるように暖房、それから、お風呂をたいたりとか、そういうようなところに使うものでございます。

上田委員 資料に、地域の特色を生かした運営が可能であることなどの理由により、公募によらずとあるんですけれども、指定管理者を公募にするかどうかというのはどういうルールになっているのか確認させていただいてもよろしいですか。

相河社会教育課長 ゆずりはら青少年自然の里に関しましては、もともとつくる段階から上野原市と協議をして施設をつくったということ、それから、委託のほうもずっと上野原市のほうにお願いをしております、平成18年度からの指定管理についても上野原市のほうにお願いをしたということもありまして、特に公募にすることなく、もうこれは上野原市のほうにお願いするということが一番いいということで判断いたしまして、非公募になっています。

上田委員 経過はわかったんですけれども、ここに限らずということですが、要するに、指定管理をするときに、まず一番最初、公募がありきで、そして、その中で特別なものであれば公募によらないということだと思えるんですけれども、そこら辺のことを教えてほしいんです。そういう意味でお聞きしたんです。

小島総務課長 県有施設の指定管理の指定につきましては、知事部局の行政改革推進課が所管をさせていただきます。そちらのほうで基準がつくってございます。一応わかりやすいものですと、ガイドラインみたいなものがつくってありまして、委員が申されましたように、原則としては公募によるもの、そのガイドラインに沿ったようなものに関しては非公募でも可能だということになっております。最終的には行政改革推進課と協議をしまして、そういった基準に合致しておれば、非公募でもよいということで非公募とさせていただいているところでございます。

上田委員 これがどういう考え方で公募から外れてくるのかということをしてできれば勉強したいので教えてほしいんです。そういう意味です。よろしくお願いします。

山田委員長 提示できますか。

小島総務課長 今手元にガイドラインがありますので、ガイドラインを読ませていただきます。公募の例外として挙げられているものとしたしまして、安定的なサービスを提供するために特定の団体に管理を行わせることが適当な場合。それから、地元市町村と一体的に事業実施をすることにより施設の効果的・効率的な管理が可能となる場合、これが今回の場合かと思えます。それから、試験研究など業務の特殊性から特定の団体に管理を行わせることが適当な場合。それから、施設の移譲について協議中であり、現在の管理者を変更することが適当でない場合、これがこの後説明させていただく緑が丘スポーツ公園になるかと思えます。

上田委員 わかりました。

山田委員長 それでは、資料が届かないので、このまま議事の進行上、採決は留保したまま、次の議案の説明を求めたいと思えます。

第98号 指定管理者の指定の件（山梨県緑が丘スポーツ公園）

質疑

水岸委員 説明資料の3ページからの緑が丘スポーツ公園の指定管理者の指定の件について伺いたいと思います。4ページの指定管理者となる団体を選定した理由に、施設の移譲について施設所在地の甲府市と協議中とありますが、移譲に向けた協議の進捗状況はどうなっているのかまず伺います。

赤岡スポーツ健康課長 この施設の所在地は甲府市でございますけれども、甲府市との協議の窓口になっているのは都市計画課でございます。この施設の管理者が、県土整備部都市計画課でございますので、都市計画課が甲府市と協議をしております。甲府市に対しましては、有償での譲渡ということで相談をしているところですが、甲府市とすると有償での譲渡はなかなか認められない、無償での譲渡ということを行っているという聞いております。そういう中で、なかなか協議がまとまらず、平行線をたどっているという状況でございます。

水岸委員 同じく選定した理由の3つ目の丸に、維持管理に対する提案などがあります。具体的に山梨県体育協会からはどのような提案があったのか伺います。

赤岡スポーツ健康課長 幾つかございますけれども、まず大きなところで、1つは利用時間の変更を継続していくという提案がございました。夜間の利用が基本的には原則9時までとなっておりますけれども、それを10時まで延長する、夜間の利用を延長して、お客様の利便を図るということが1つございます。それからもう1つ、利用料金の変更がございます。夜間料金の上乗せ分もございまして、1時間当たりでの料金設定を加えて利用者の利便性を図っていくということがございます。それからもう1つは、自主事業の提案ということもございまして、ヨガとか新体操といったスポーツ教室の開催をしていく、あるいはスポーツ用具の有料貸し出しをするというようなことで利用料収入を図っていくという提案がございました。

水岸委員 次に、3の委託料の参考として、現在の委託料の額が消費税抜きで3億4,900万円余り、合意後の委託料の額が消費税抜きで3億4,500万円余りとの記載があるが、これは委託料が減るというようなことなのか。もし委託料が減るということであれば、その理由を教えてくださいと思います。

赤岡スポーツ健康課長 消費税抜きで考えると、その分はこれまでの契約の状況よりも減っているということになります。平成29年度より消費税が上がるということがございますので、トータルとするとこれまでの委託料より大きくはなりますが、消費税抜きで考えると、これまでの委託料より減額、減るということになります。

その理由でございますが、収入がふえると委託料が減ります。収入がふえることの内容としては、自販機使用料といった新たな利用料収入があるということがございます。それから、省エネタイプの電灯を入れるなど、需用費のほうで、光熱水費等を抑えるなど支出を抑える努力をいたしました。これらの結果、消費税抜きで考えますと、これまでよりも委託料は減るということになっています。

白井委員 赤岡課長ね、私、先ほどもゆずりはらのことと言ったんだけど、例えば今のこのスポーツ公園も、5年間で3億7,000万円、4億近いものだと。というこ

とは、年間1億弱、8,000万円ぐらいになるのかな。年間はそうでしょう？あの緑が丘スポーツ公園の施設というのは、体育館とプールだけでしょう？

赤岡スポーツ健康課長 体育館と弓道場…。

臼井委員 指定管理は、かつて特別委員会でいろいろな議論がされたところだけれど、こういうふうに、この緑が丘の場合でも、年間、体協に対して消費税も入れると相当な巨額を出す。単年度にすれば8,000万かそれに近いものだ。あの施設をよく知っていますが、素朴な疑問として、そんなにかかるのかなという疑問があるわけだ。あの施設は、今言う弓道場と体育館とプール、その3つでしょう？

赤岡スポーツ健康課長 緑が丘スポーツ公園の中で県が管理している施設は、大体育館、それから、小体育館、柔道場、剣道場、弓道場、それから、洋弓場、宿泊施設、屋内プールでございます。

臼井委員 何度も言うけれども、とりあえず何億なんていう予算に対する議論をするときには、やっぱり資料提出しなきゃまずいぞ。言っとくけど。だって、現実にわからないんだから。それで、こんな4億もかかるなんていうものに対して何の資料も示さないなんて、これ、おかしいぞ。それが審査してくださいというときの基本原則じゃないか。

山田委員長 それでは、資料のほうがちっと手間取りますので、ここで15分ほどの休憩を入れたいと思いますので、席を立っていただいても結構です。45分から再開いたします。

( 休 憩 )  
〔 資 料 配 付 〕

#### 第97号 指定管理者の指定の件（山梨県立ゆずりはら青少年自然の里）

質疑

宮本委員 この指定管理施設概要説明書の4ページですが、平成22年度から23年度にわたって、約2,500万円から一気に3,400万円へと上がっているんですが、これはどういった理由で急にはね上がっているのか。

相河社会教育課長 平成22年度までが第1期の指定管理になっていまして、平成23年度からが第2期の指定管理になっています。その辺で上野原市のほうから要望がございまして、人件費を見ていただくとわかるんですけども、人件費のほうは非常にね上がっています。というのは、指導体制をきちんと厚くしていきたいという要望がございまして、そういうところが大きいかと思います。

宮本委員 指導体制が厚くなるというのは、具体的にどういうことをすればこのように人件費が上がるのかも一応あわせて教えていただければと思います。

相河社会教育課長 一番最後の7ページをごらんいただきたいと思います。所長、リーダーが1名ずつおります。こちらのほうは実は市の職員で、指定管理のほうの人件費のほうには入ってございません。臨時職員が、指導員2名、指導補助員4名ですけれど

も、こちらのほうは指定管理委託料のほうから人件費をお支払いしております。ここの指導員と指導補助員は同じことをやっているんですけども、若干金額が違うために名称が変わっているんですけども、ここの部分を手厚くしているという、そういうふうに御理解いただければありがたいと思います。

宮本委員 内訳はわかったんですけども、なぜ急に1期から2期に変わったときに、人件費というか、いわゆる臨時職員に手厚くしようという、その根拠というか、理由、原因を教えてください。

相河社会教育課長 実は平成22年度までは県職員、つまり、学校の先生があちらのほうへ行って子供たちに指導するというふうなことがございました。平成23年度からはその県職員を引き揚げまして、全部委託料のほうで臨時職員を雇用してもらうということがございまして、そのところで人件費が一気に上がっているということでございます。

宮本委員 要するに、これまでは県庁の職員を派遣していたのを、県庁職員を引き揚げて、かわりに委託料で人を雇ってくださいねとやったからということでしょうか。わかりました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第98号 指定管理者の指定の件（山梨県緑が丘スポーツ公園）

質疑

上田委員 また同じような質問して申しわけないんですが、公募でなくて、理由のところに、今、協議中だとあるんですけども、協議中の相手はきっと甲府市なんですよ。だから、まず甲府市と指定管理の話し合いをするんじゃないんですか。何でそれが山梨県体育協会なんですか。

赤岡スポーツ健康課長 まず、この施設は都市公園でございます。都市公園でございますので、県の都市計画課、県土整備部が所管しています。この県土整備部から教育委員会に管理委任がされておりまして、教育委員会から体育協会に指定管理を委託しているという、ずっと過去の、緑が丘ができたときから、体育協会と一緒に管理をしてきたという経緯がございますので、体育・スポーツ振興を図る上で最も効率的・効果的に管理運営ができるとして、教育委員会が体育協会を指定管理先として選定しているということがございます。

上田委員 わかったような気がしないでもないんですけど、わからないんですね。だって、甲府市と協議中であれば、甲府市と話をすることだと思いませんか。それは違うんですか。

赤岡スポーツ健康課長 甲府市に指定管理をするかということなんですけれども、甲府市は譲渡先、そのものを引き取ってくださいという交渉相手ではありませんけれども、指定管理をしてくださいという話ではない。もちろん指定管理をしてくださいという

話も可能性としてはあるかもしれないんですけども、この施設を通じたスポーツ振興が図れるところはどこかということで指定管理をしているものでございます。甲府市は、譲渡先として、引き取ってもらえませんかという話を都市計画課のほうでしているということでございます。

上田委員 多分そういうことだと思っんですけども、要は、一番最初には、やっぱり甲府市に話をするんですよね、きっと。だけど、甲府市がそれは乗ってくれないので、やむなく今度はここへ行ったと、こういう考え方だと思っんですけども、それは違うんですか。

赤岡スポーツ健康課長 もちろん甲府市がこれを譲り受けるよと言ってくれば、体育協会に県が指定管理という話は全く出てこないんで、その点はおっしゃるとおりです。

上田委員 要は、有償か無償かというところの議論があると思っんですけども、それが幾らぐらいで甲府市に譲渡なのかの議論があつて、その費用と、この指定管理で山梨県が支払いをする金の2億3,000万円との比較の話だと思っんですけども、そこら辺の数字というのはわかっているのであれば教えてください。

赤岡スポーツ健康課長 甲府市との協議は都市計画課でやっておりまして、その中身については承知しておりません。具体的な金額の段階で交渉が行われているとは聞いておりません。

上田委員 そういうことかもしれませんけれども、要は、サービスはいずれ甲府市がやるか、県がやるかということで指定管理になるんだけれども、もとの議論とすれば、そういうことですよ。委託料を県が払ってやったほうが有利なのか、それとも、甲府市に差し上げるなり買ってもらうなり何なりして、それでやったほうがいいのかどうか、そういうことだと思っんですが、そこら辺の数字がないと何となく判断しにくいと思っんですけども、どうでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 まず目の前に緑が丘スポーツ公園という施設があつて、ただいま体育館なんかは100%利用されている。ここを使っていらっしゃるお客様がいっぱいいらっしゃる。ここを通じてスポーツ振興が図られているという現実がございます。甲府市との協議が整わないということで、ここの管理・運営をやめてしまうというわけにはいかない。誰かが運営していかなければならんわけです。この指定管理料と甲府市への譲渡額との比較ということですが、直接的には、このスポーツ公園の指定管理に幾らかかるのかという積算で指定管理料は算出しておりますので、実際甲府市が幾らだったら引き受けてくれるのかということとはまたちょっと別な視点になるかと思います。甲府市が幾らだったら引き取れるから、じゃ、指定管理料は幾らでなければならんというのはちょっと直接にはリンクしないのかなと考えています。

山田委員長 いいですか。

上田委員 いいです。

宮本委員 1点だけ。概要説明書の4ページの数字なんですけれども、平成23年度だけ広告料が9万4,416円とあるんですけれども、これは何に広告出されたんですか。



赤岡スポーツ健康課長 今、手元に詳細な資料ございませんけれども、23年度のイベントの際に何か支出したものと考えております。実際どういうイベントだったのか、広告であったのかでございますけれども、ちょっと今、資料がございません。

宮本委員 何となく緑が丘スポーツ公園で広告を出す意義がよくわからなかったものから、もし広告を出しているんだったら、何に広告を出したのかなと。もし今わからなかったら、また後で教えていただければと思います。

赤岡スポーツ健康課長 何か記念大会などがあつたときに出したのではないかと思いますけれども、今、手元に資料がございませんので、後ほど御報告させていただきたいと思ひます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第27-13号 ゆきとどいた教育を求めることについて

意見 (「継続審査」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(県有スポーツ施設の整備について)

永井委員 県有スポーツ施設の整備について、今回代表質問でも質問させていただいた件で、幾つかお伺いをしたいことがあるので、質問をさせていただきたいと思ひます。今回、私の整備計画の質問に対して、県のほうから、県有スポーツ施設の整備については、計画的な取り組みを進めることとし、国民体育大会や東京オリンピック・パラリンピック事前合宿等における利用見込みを初め、地域振興や財源

の確保、既存施設における老朽化の進行状況や大会施設基準との適合性など、検討に当たっての観点を整理しながら、施設整備の基本的な方針を取りまとめているところであるというような回答をいただきました。これは、私が承知している中では、多分、県有スポーツ施設庁内検討委員会でこの整備計画、整備方針を検討されていると思うんですけども、現段階までのこの委員会の中での議論の内容とか、またどれぐらいの委員会が行われているか、まずお伺いいたします。

赤岡スポーツ健康課長 検討委員会につきましては、平成26年度中において7回開催されたものでございます。平成27年度に入りましてからは、もうその委員会は開催されておりませんで、平成26年度の委員会の成果をもとに、内部的に整理を進めてきたということでございます。

永井委員 わかりました。この委員会の調査があって、27年度、今、整備方針をまとめられているということなんですけれども、その整備方針について、今年の2月の私どもの代表質問に対して、6月定例県議会までにこの方針を発表するとおっしゃられていましたけれども、6月になって、知事が施政方針演説の中で、新たな総合計画を策定中であることから、これとの整合性を図った上で決定するというお話をされていたと思います。

今議会でいよいよこの総合計画が出されました。結局この整備方針が決まらなければ、いつまでたってもオリンピック・パラリンピック等の合宿誘致の整備の話も、私が従前から言っている総合球技場の整備の話も、屋内プールの話も前に進まないわけです。私の認識の中では10月中には公表するというような話もあったと記憶しているんですけども、いつごろまでにこの整備方針は発表される予定か教えてください。

赤岡スポーツ健康課長 委員の御指摘がございましたとおり、新総合計画との整合を図ることとして作業を進めてまいったところです。この計画案が議会に上程されるこの12月を1つの目標として進めてきたところでございますけれども、現在まだ取りまとめ、作成作業中でございますので、取りまとめ次第、まとまり次第公表させていただくということにしております。

永井委員 26年度に7回検討委員会を行ってこの話を詰めてきた。いろいろなところに職員の方たちを派遣しているということもよく承知をしています。27年に入って知事が変わって、新しい計画の中でこの総合整備計画をやらなければいけない。ようやくここで総合計画が出てきた。出てきたといっても、前段で知事の方針なり、知事の計画なりというのは皆様御承知の上だったと思っています。取りまとめ次第ということですけども、これは今年中に取りまとまるという判断でよろしいのでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 今現在作業を鋭意、一生懸命取り組んでいるところでございます。

永井委員 繰り返しになりますが、この整備方針が出てこなければ、私どもがどんなに東京オリンピック・パラリンピックの合宿誘致、もしくはラグビーのワールドカップに向けての合宿地の誘致をどんなに質問しても、議事録全部を実は読んだんですけども、最終的な着地点は全部、整備方針で検討しているのでそれを待ってほしい、という答弁でここまで来ました。私どもも多分、今議会の中でそういうお話が出てくるんじゃないかと期待して、総合球技場に関してのお話を知事本人に今回の代表質問で伺ったんですが、残念ながら、知事本人のお考えは伺えなか

ったんです。

改めてもう一度、もしわかったらでいいんですが、その検討状況の中で、取りまとめた以降に、その中に新しいものの考え方が出てくるんだと思うんですけども、質問の中でも言いましたが、昨年3団体、9万人以上の方たちから要望書が総合球技場に関して出ている。また、知事も、公約の中ではそのことについて検討するというふうにおっしゃっています。ですので、整備計画の中では当然その部分が話し合われたと思うんですけども、それは今回発表される整備方針の中に入っているということによろしいんですか。そういう形でいいんでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 これまでは、先ほど申し上げた、知事が今回の本会議で答弁したように、そうしたさまざまな観点から検討を進めてきた。その観点に基づいて、施設整備をどう進めていくかということをもとめることにしておりますので、そうした観点で総合球技場も整備方針として示していくということにしております。

永井委員 この整備方針、時間も随分かかっていますので、多分本当に御苦労されてつくられているんじゃないかと拝察しております。代表質問の中でも言ったんですけども、総合球技場に限らず、やっぱりこういう大きなもの、スポーツ整備の何か必要だというものをつくるときは、住民の熱意と行政の知恵と工夫による決断が何よりも必要であると本会議の場でも申しましたが、重要だと思います。ぜひ知恵と工夫を結集した整備方針を発表していただいて、ぜひ大きな決断がその中でできるような方針が打ち出されることを期待して、質問を終わります。

赤岡スポーツ健康課長 おっしゃるとおり、県有スポーツ施設は、スポーツ振興にとって、あるいはその地域の振興にとって大変重要なものであると考えております。また一方で、維持管理も含めて県財政の影響ということも考えなければならぬということで、そうした意味で慎重な検討を続けているということでございます。

山下委員 それで関連ちょっといいですか。これは課長ではなくて、僕は教育長にぜひともお答えいただきたいんですけども、やっぱり今の話を聞いていても、政治的な部分だとか、県全体でかなり大きな話ですよ。スポーツ健康課長が担当課かもしれないけれども、1人の課が答えるという話では僕はないと思っているんです。だから、最後、一言教育長のほうから。やっぱり教育委員会は知事部局から独立した機関ですから。ただ、1つ、教育長も多分わかっちゃると思います。なかなか苦しい話だなと思いますから、この点ぜひとも、大きな話ですから、やっぱり知事政策局あたりの知事部局でしっかり議論していただいて、それが担当課に来るような、そういうシステムが本来のあるべき姿じゃないかと思えますけれども、教育長のほうからも、最後、一言感想を下さい。

阿部教育長 おっしゃるとおりでございます。一教育委員会だけで最終的な結論とかそういうことはできないと思っておりますので、知事部局と密接に連携をさせていただきながら、さまざまな課題を検討させていただきながら進めてさせていただき、まとめ次第公表させていただきたくと思っております。よろしく願いいたします。

(県の学力調査と学力向上対策について)

大柴委員 全国学力テストの結果について、今回の議会でもいろいろな質問等が出たわけでございますけれども、それについてお聞きたいんです。全国学力テストの結果

を踏まえて、県独自の学力テストを行ったという話を聞きました。その目的とといいますか、内容等、そして、その結果がもう出たと思うんですけども、その結果等を我々は全然把握をしていないんですけども、その辺のところをもう一度説明をしていただけますでしょうか。

青柳義務教育課長 全国学力・学習状況調査の結果を受けまして、本課としましても鋭意いろいろな取り組みを行っております。今、質問がありました県独自の学力調査につきましては、全国学力・学習状況調査は小学校6年、中学校3年を対象としておりますけれども、県の独自調査は、その前の中学校2年生、それから、小学校5年生、小学校3年生を対象としまして、全国学力と同じ教科を行っております。全国学力・学習状況調査は4月にあるんですけども、5月に県のほうが調査を行いまして、その結果につきましては、全県の小中学校の担当等を集めまして、その分析について発表しております。ただ、県の把握調査では比較するものがないので、問題一つ一つを分析しまして、こういうところが弱点であるとか、こういう部分ができないということで改善の例を示しております。

大柴委員 比べる対象がないというのは、これ、よくわかります。ただ、それによって、どこが弱いのか、どこはできるのかというのがわかって、教育委員会としても、ここをしっかりと教えていこうとか、先生方にこういうところを努力してもらおうとかいうところがわかると思うんです。ただ、議会の答弁の中で、10%の人たちを抽出したと聞いたと思うんですけども、なぜ10%を対象としたのかお伺いしたいんです。

青柳義務教育課長 分析につきましては、10%を行っております。統計的に10%あればおおむね大丈夫であるということで分析は行っていますが、テストの実施につきましては、全ての学校が行っております。ですから、それぞれの学校が、県の分析に基づきまして、各学校ごとに対策等を考えております。

大柴委員 10%で今課長が言うように把握できるのかなと。もう少し時間があればもっとやったほうがいいんじゃないかなと思います。

そして、学校レベルのことを聞くのはおかしいと思うんですけども、傾向として、極端な話、峡北地域が弱いとか、郡内が弱いとか、そういうことというのは、ここではなかなか発表しにくいのかどうかわかりませんが、傾向としてはやっぱりあるんでしょうか。

青柳義務教育課長 地域などによってここが強いとか、ここが弱いとかという、そういう傾向はございます。それについては、教育事務所ごとに学力推進幹を置いておりますので、そちらのほうで分析をして、地域に合った課題にそれぞれ取り組むように今、努力をしております。

大柴委員 やっぱり地域によっていろいろ問題があると思いますから、ぜひ地域によって、先生の派遣とか、その辺のところもしっかりしてもらいたい。

そして、もう1つそれで聞きたい。さっき10%の抽出という話がありましたが、先生の数とかその辺のところも足りていないのかなと。だから、10%なのかなと思ったりするんですけども、その辺のところはいかがなんでしょうか。

青柳義務教育課長 確かに、御指摘いただきましたように、採点と分析が非常に手間がかかります。ある程度早い時期に分析を出さないと、改善する時間がないといったことも

含めまして、今は10%ということでやっております。

大柴委員　やはりこれを2回3回と続けていっていただいて、そして、学力の底上げをしっかりとっていただかないと、レベルはしっかり上がっていかないと思うんです。ですから、その結果を踏まえて、2回3回と続けていっていただけたらと思うんですけれども、これからどのような形でやっていくのか、その辺がわかたら教えていただきたいと思います。

青柳義務教育課長　県独自調査のほうも当然継続して実施しております。それから、それらを受けて各学校が改善に努めるということが重要でありますので、今年度、意識を改革する意味で、指導主事による学校訪問を強化したり、あと、先進校の視察に昨年までは指導主事が行っておりましたが、今年度は現場の校長に実際に行っていたかまして、実際に取り組みの様子を見ることで啓発を図っているところです。

大柴委員　わかりました。この前の答弁でも、平成31年までに平均以上に上げると言っていますので、ぜひ校長先生を主体として、また教育委員長を主体としてしっかりやっていただきたいと思います。

そして、もう1つ、かかわりがあるのかどうかわからないんですけれども、10日の新聞に、全国の体力測定で、山梨県の小学校5年生は44位とかいう話が出ていました。我々の小さいころというのは、勉強できる人はある程度勉強に集中して、体力といいますが、スポーツができる人はスポーツに集中するということがある程度ありました。今これを見ると、学力も平均で下、体力も全国平均で下となると、やはり教育のほうの考え方自体がもう根本から揺るいでいるんじゃないかなと思うところもあるんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長　全国体力・運動能力調査のお話でありましたので、私のほうから御説明をさせていただきます。確かに新聞報道されたとおり、委員御指摘のとおりでございます。全国平均を下回っている状況が続くということでございます。その背景や原因を調べているんですけれども、なかなかわからないということでございます。そうはいつても放置はできないということで、今年度からは、また新たに、幼少期からの遊びを通じた運動の気づかせということに取り組んでおります。その中で、さらに学識者を入れて、効果的な施策とか、その背景を探っていくという取り組みをしておりますので、V字回復に向けて取り組んでまいりたいと思います。

大柴委員　私は一般質問でも、体育推進員を使ったらどうですかという話も何回もさせていただいているわけです。そして、新聞報道にも、体育推進員を使っている、昼休みを利用、なんて書いてあるけど、昼休みぐらいやってもそんなに上がるものじゃないと私は思うんです。しっかりと計画を組んでやっていかないと。そして、いろいろな意見を聞くと、スポーツは好きと言っている人がいっぱいいるわけです。好きということは、ちゃんとした指導者がついてやれば、絶対伸びると思うんです。ですから、学校教育のほうにもやはりある程度スポーツに精通した人たちを送り込まないとだめだと思う。例えば体育推進員とか、ボランティアの人とか、もっとそういう人を送り込む努力をしていただかなければならないと私は思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長　学校だけではできないという部分もございます。地域とか保護者の皆さんの御理解、連携のもとに進めていくということが必要であろうと思っております。

す。そうした中で、先ほど申し上げましたような、新しい、子供たちに遊びを気づかせるような取り組み、そういったものやっていくということもございませし、もう1つ、地域スポーツ推進員という方々が各市町村で委嘱されていらっしゃる。この方々は、それぞれ地域において身近なスポーツに取り組んでいくということを進んでいる方々でございます。昨日も研修会もございました。そうした中で、そういった方々もいろいろ研さんを積んで取り組みを深めていくとしておりますので、引き続き、地域スポーツ推進員の皆さんあるいは地域、家庭と連携をしながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

大柴委員

最後にしますけれども、学力テストもスポーツのほうも、新聞で見ると、1位が両方とも福井県のような気がしたんですけれども、ある程度そういうふうに、やっぱり体力もないと勉強もできないということも1つはあるんじゃないかなと私は思います。ですから、その辺もしっかりと教育委員長はじめ、皆さん方で指導していただいて、そして、先生のほうも、やはりそれに精通した人をそこにしっかり送り込むということを考えていただいて行っていただきたいと思うんですけれども、最後に済みません、教育長、どのようなものでしょうか。その辺をお伺いしたい。

山田委員長

ちょっと待ってくださいね。今の件で、まず義務教育課長も答える必要が私、あると思うし、社会教育課長も答える必要があると思うし、それぞれまずコメントいただいて、それから、学力向上に関しては対策監がいますので、お答えをいただいて、最後に……。

(「私がまだ質問しますので」と呼ぶ声あり)

山田委員長

そうですか。わかりました。

青柳義務教育課長

根本的なことから考えたほうが良いという御意見ですけれども、本当に基本的に私たちも思うのが、学びというのは楽しいものでなければ意欲につながらないということで、これからの取り組みとしましては、子供たちがより主体的に活動したりとか、体験をしたりとか、話し合いをする中で楽しく学んで力をつけるような、そんなことを念頭に置きまして取り組んでまいります。

相河社会教育課長

社会教育課のほうも、青少年の自然体験活動の推進というふうなことで積極的に推進してまいりたいと思います。また、家庭教育に対して支援をすることによって、家庭教育の中でも体力づくり、学力向上、そういうふうな点が行えるようにさまざまな事業を展開してまいりたいと考えています。

古屋学力向上対策監

私は学力向上対策に当たっているんですけれども、私の立場としてできるのは、学校を指導しに行く指導主事を指導することが第1になっています。どの指導主事が行っても同じことが学校に指導できるということを第1に考えて現在指導しております。

山下委員

本会議で質問させていただいていますが、本会議の質問ですから、なかなか言えるところと言えないところというか、時間の制限がございますから、もう少しお話を聞かせていただきたいんです。1割と言ったのは、県独自の学力調査をやった、その分析をしたのが1割ということなんです。ちょっと確認。

青柳義務教育課長 県の学力把握調査につきましては、分析が1割、実施は全ての学校で行っております。

山下委員 じゃあ、秋田県とか福井県というのは、自分のところでやった調査の1割しかやってないんですか。どうなんですか。そういうのわかって1割というふうに行っているんですか。

青柳義務教育課長 済みません、秋田県も独自調査は行っておりますが、何割の分析かというのは、申しわけありません、今把握をしておりません。

山下委員 先ほどの課長の答弁で1割やればわかると言った。ほかの県の調査が何にもわからない状態で、何で山梨県だけ1割やったら全部わかるというんですか。まず絶対にそこがおかしいですよ。

それともう一つは、学校でそれぞれやっている話ですよ。当然のごとく全部やります。学校全部でやります。やり方とすると、当然、各学校で採点するんでしょうね、きっとね。採点する。採点した内容が各学校でわかる。そのわかったものを持ち上げてくるんでしょう？ ということは、そこで分析ができていないんですか。何で1割の分析なんですか。僕、そこがわからないんです。その分析の意味が。各学校で採点して、当然のごとく、うちの学校、石和中学校はこういう結果だったと。こういうところがこうだった。それは多分、当然のごとく上に上げてくるんでしょう？ そうでしょう？ 上げてきた上で、そして、今度は何かを分析するということなんですか。それが1割ということなんですか。そこを具体的にもう少し教えてください。

青柳義務教育課長 県のほうでデータを打ち込みまして、設問ごとの分析をするのが1割ということです。それは全部の学校に示しまして、各学校はそれぞれ、1割の抽出以外は自分の学校で採点をします。県としましては、県全体の課題を分析しまして、学校はそれと比べる中で学校独自の課題を分析しております。

山下委員 課長、先生ですからおわかりになっているかと思うんです。当然のごとく、峡東地域と郡内地域は内容がまた違うでしょう。多分きっとこれをそれなりにきっちり分析をして、きっと教育センターか何かで一生懸命やっているんでしょう。だと思っんです。そうしなきゃ、私が質問したときのように、やっても分析もしないで、それをフィードバックしなかったら、何のためにやるんですか。ただ単に子供たちに必要な時間でテストだけさせているようなものじゃないですか。そうでしょう？ 僕も質問で言ったように、学力調査をやるというのは、別に点数がどうだとかというんじゃないで、今、子供たちの習熟度がどの程度なのか、それで、どこが足りないのか、それをこれから授業に生かしていこうというためにやるんでしょう？ やるんですよ。それをしっかり分析もしなかったら、これは何の意味もないと思う。

それで、要するに、多分地域でそれなりにやっているんでしょう。でも、逆に言えば、それはちゃんと公表しないと。公表できなくても、ちゃんとそっちで行ってますよと、こういうふうに行っていますと。ただ、地域別で、まさか郡内がこういうところが弱いです、ある中学校は全体的に一番下ですなんて、そんなことは言えないかもしれないけれども、そういうのを、やっぱり先生方、もっと言うと、教育長、私、質問で言ったのが、要するに、そこに金かけるということです。学校の先生忙しいってわかっているんだから、学校の先生、全部分析やれなんて無理でしょう。だったら、そこに金かけて、外部でも、委託してでもやっ

て、そして、やっぱりそれをフィードバックして、こういうことが足りないから、先生方にこういうところを頑張ってくださいと、こういう話になるんじゃないでしょうか。今聞いていると、自分の質問を言ったときも、何で調査が1割しかやらないんだって。いや、そうじゃないんでしょう？ 学校でちゃんとやっているんでしょう？ だったら、それをやっぱり言わなかったら、1割しか調査やってないのかという話になりますよ。その辺はどうなんですか。

青柳義務教育課長 調査につきましては、全ての学校が実施しております。各学校で、県のものを受けまして分析、それから、改善プランといいまして、それぞれの学校が授業改善のプランをつくって取り組んでおるところです。御指摘いただいたように、なかなか地域別の結果とかそういうものは出せないところはあるんですけども、今、教育事務所のほうに、先ほど言いました地域学力向上推進幹を置いておりまして、その中では地域に応じた課題に取り組むということでやっているところですので、今後もまたそれらの取り組みが進みますように推進をしていきたいと思っております。

山下委員 そこで今度は、学力向上対策監が出てくるわけですよ。その分析に応じて、この地域は何がだめなのかというのを、今度は今言った古屋学力向上対策監が頭になって、地域にいる地域学力向上推進幹を集めて、ここの中学校はこういうところがだめだぞ、こういうふうにやっついていかなきゃだめだぞと、その改良やっついていくということでしょうか。そして、それが循環していけば、初めて少しずつ弱いところが改善されていく。この学力調査というのは、県の全体がどうなのかというふうな話の調査ですから、要するに、何も東大に行きそうな人が10人いるとか、そういう調査じゃないわけですから、全体を上げましょう、下を上げましょうという話の調査なんですから。だから、下が少し上がっていけば、すぐによくなりますよ。子供たちもできるようになれば、おもしろくなって一生懸命また頑張るでしょう。その辺を、今度は対策監だと思いますけれども、対策監、今の話を聞いていてどうですか。

古屋学力向上対策監 地域学力向上推進幹というのがあります。結果が出たところで、地域学力向上推進幹も指導主事も全てを呼んで検討しております。この形で行きましょうという形、それから、地域それぞれのところに弱みと強みがありましたので、弱みはとにかく当たってください、強みは伸ばすような施策をしてくださいというお願いをしております。その形で推進幹、それから、事務所の指導主事も、本課のほうにいる指導主事も全て同じ歩調で各学校を回るようにしております。

山下委員 仕事の内容を全部突っ込んで言えというのもなかなか難しいかと思いますが、基本的な感じはそういうことだと。それで、僕が言ったように、具体的に今度出てきた分析において、それを今度は一生懸命、この地域はこういうふうなのが足りないぞということをやっついていくということですよ。

この次に、やらなかったところをどうするかというのが、今度は教育長の話だと思うんです。私、一般質問をつくるときに、いろいろな例をお出しさせていただきました。秋田県が30年前は最下位だったんですね。それが30年後には、今やトップです。それで、これは答えなくてもいいですけども、先ほどの福井が、体力も中学生の学力も両方とも1位なんですよ。秋田県は体力も3位なんです。だから、先ほど言ったように、勉強もできる子はスポーツもできるのかと、いや、スポーツができる子が勉強ができるのかわかりませんけれども、そういうふうなところで、両方が秋田県と福井県で今、本当に突出してしまってい



る。我々と財政規模や事業規模同じなのに、何でこんなに違うのかなと本当に不思議だなと思います。

だけでも、秋田県は最下位だったときに、時の知事さんが何かとても張り切って、そして、何とか監という方をつくったり、県の教育長が直接学校へ出向いて行って、だめな校長先生には校長室でものすごい叱責をしたという。そういうことやっていますよ、平気でやりますと知事が公然と言うわけです。だから、やってらっしゃるかと思うんですけども、今度は対策監が一生懸命やりながらも、なかなか思うように動いてくれない学校長には、やっぱり教育長、教育委員長が行って、何をやっているんですかという指導、また、要するに、学校訪問ということをお忙しいと思うけれども、こんどは皆さん方でやっていくということになるのかと思いますけれども、その辺についてはいかがでございましょう。

山田委員長 阿部教育長、大柴委員の質問も含めてお答えを。

阿部教育長 学力の問題に限らず教育の問題は、体力も含めまして総合的なものだと考えております。特に小学校におきましては、地域の方々の御協力をいただかなければ、やっぱり学校はうまくいかないという面がございます。体力のことにつきましては、地域の方々に入っただいて、遊びの時間をふやすとかそういうことをして実際に成果が上がっている学校もございますので、そういったところが学力はどうなっているかということもクロスして考えながら、また、いい事例があれば、全県下に広げていくと、そういう形を進めてまいりたいと考えております。

また、学校の指導についてですが、私もおくればせながらということではございますが、今年も何校か小学校、中学校を見学させていただいて、今日まで大体10校行かせていただいております。学校によって非常にばらつきがあるという率直な感想でございます。ただ、今年は、私は学校に行き、全ての授業、先生の授業を見せてくださいというふうをお願いをして、短時間ですけども、とにかく顔を出すということに努めさせていただいております。それが終わった後、大変うれしいなと思ったことは、校長先生方が終わった後、例えば僕が帰ろうとするときに、「はい、さようなら」ではなくて、「何か御指導があったらお願いします」ということを言うようになってきています。これはやはりこれまでとは大変変わってきていることかなと思っています。その席の中では私もやはり厳しいことも言わせていただいたり、また学校を励ますようなことも言わせていただいておりますが、そういうことがやはり、校長先生方の意識が少し変わってきたかなというのが私の実感です。

先生方の意識ももちろん、校長先生が変わっていけば、一般の先生方の授業も変わっていくし、組織として強くなっていくというのを実感として見ておりますので、そういったことがますます進むように、私たちが、教育長が、あるいは義務教育課長が行ってそういうことができるのであれば、それはぜひ進めたいと思っておりますので、今後ともその件については進めていきたいと考えております。

山下委員 ありがとうございます。

山田委員長 委員会の立場から、教育委員長にも同様の御回答をいただきたいと思っております。

長田教育委員長 学力向上につきましては、以前から本当に心を痛めているところであります。私が委員長という立場ではなくて、スクールカウンセラーとしていろいろな学校

の中、深いところに入らせていただいていると、見えてくる景色が随分違います。先ほど山下委員から御指摘のあったように、底上げの問題というのは非常に根が深いところがあるなと感じております。これまで上を引っ張るということはそれなりにやってこられた。でも、ある程度できる子たちは自分でやれるのでやっていってしまう。下の子たちをどんなふうに引き上げていって真ん中のところまで持っていくのかという、その努力がそれぞれの学校現場の中で多くの先生方がなさっていることだと思っておりますが、でも、難しいところがあるかと思いません。

山梨県がやっている少人数学級だとかそういったことで、個々の力に細かく配慮しながら目を向けていけるという教育がやれていることはいいことだと思います。一方で集団があまりにも小さくなり過ぎてしまって、比較ができない、競い合うことができない。村に1校しか小学校がないと、そこで学力テストの結果が出ても、それはそのままなんです。子供たち自身が競い合う力をどこかで確認していく必要があるなと思っております。1つです。

それから、もう1つ、体力の問題なんですけれども、発達障害の課題が大きくなっているということをよく言われております。保育所とかに私も実は心理相談なんかで行くこともございますが、そうすると、子供たちが走らなくなっている。園庭でワーワー言いながら大きく体を動かすというようなことをしなくなっている。このことは非常に大きく、その後の入学後の運動するということについても、随分と影響があると思っております。

ですから、ぜひ教育委員会と、それから、福祉保健部エリアの保育所の入学前の子たちに対する働きかけとぜひ連携してやっていけるといいなということをお私に考えて、教育委員会の中でもその都度発言をさせていただいているところでございます。気持ちだけはあるんですけれども、なかなかそれがうまくつながっていかないという、そんな葛藤を抱えながら日々おりますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

山下委員 期待しています。

(緑が丘スポーツ公園内の施設の利用について)

卯月委員 また赤岡課長で申しわけないんですけれども、9月議会のときに、小瀬の利用料について御質問させていただきました。きょう折しも指定管理者の指定の件で緑が丘のことが取り上げられましたけれども、この中にやはり武道場と申しますか、柔道場と剣道場があります。まずこの2つの広さ、中で専用に分かれているのかどうか教えてもらっていいですか。

赤岡スポーツ健康課長 建屋は1つでございます。面積が601平米でございます。

卯月委員 小瀬のときも課長さんのほうから、ロッカーの利用者に片づけていただいて、なるべくコンパクトに収納したというお答えをいただきましたけれども、その団体と同じ団体が利用しているということによろしいですか。それとも、利用方法についてまた別なのか、同じような利用方法が行われているかどうか把握していたら教えていただければよろしいでしょうか。

赤岡スポーツ健康課長 利用者数は把握をしておりますけれども、具体的にどういう方が利用しているかというところまでは把握してございません。

卯月委員 ここは柔道、剣道と明確にうたっておりますので、その方たちが利用している

のかとは思いますが、例えば、小瀬のときのようにああいった使い方が行われているのかどうか、その辺のことはどうでしょう。

赤岡スポーツ健康課長 特にいずれかの団体が占有しているというような話は聞いておりません。

卯月委員 わかりました。私も行ったことないので、行って見てみたいと思いますけれども、前にもお話ししたとおり、使ってだめとかそういうことではなくて、どの団体も公平公正に利用することが公正なスポーツ振興につながっていくのかなと思いますので、ぜひ今後ともその辺はしっかり管理をしていただきたいと思います。その点について最後をお願いします。

赤岡スポーツ健康課長 公平公正、適正な管理に努めるようによく指定管理者に申し伝え、私どもとしても管理してまいりたいと思っています。

主な質疑等 福祉保健部関係

第85号 山梨県障害者幸住条例改正の件

質疑

山下委員 ちょっと1点確認いいですか。これ、条文全文ですか。これ、この条例の全文じゃないですよ。簡単に言えば、条例の内容を全部見せてもらえないのに、20年ぶりの条例改正をしるなんて言われても、はい、わかりましたと言えないよということ。どこかにあるんだったら、教えてくれればいいんだよ。この中に入っているの？

中山障害福祉課長 県議会議案の41ページでございます。そこでございます。

山下委員 了解。わかりました。結構です。

宮本委員 20年ぶりということで、障害者基本法の改正に伴ってこの幸住条例も20年ぶりに改正されるというふうに受けとめればいいのかと思うんですけども、国が国連の人権規約なのか、あるいは国連の権利条約として障害者の権利条約を批准したということで、先進国としてやはり障害者の権利に関しての一層の保護とか、あるいは強化がされているという1つの流れであるかなと思っております。そういった中で、今回幸住条約にも、障害を理由とした差別の解消というのが設けられたということで、そういった意味で障害者の方々に対する差別を解消していくという意味では非常に意義深いものだと考えております。

質問なんですが、障害を理由とする差別というものの中に障害を理由とする不当な差別的扱いと合理的な配慮の不提供ということがありますが、これは具体的にどういうものか伺います。

中山障害福祉課長 差別には2つあるということでございます。1つが、障害者に対しまして、正当な理由がなく、障害を理由にサービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件をつけるということだと規定されております。例えば盲導犬を連れての方がお店に入ったときに、犬を連れてあるからだめですよというふうな例でございます。これは今年の5月、北海道で視覚障害者の卓球交流大会がございましたけれども、盲導犬を使っている方がホテルのほうから、においとかが抜け毛が心配だということで宿泊を拒否されたという事例が実際にございます。

もう1つが、合理的な配慮の不提供、提供しないということも差別に当たるといふふうにされております。具体的に言いますと、障害者の方から現に社会的障壁を取り除いてくれという意思表示があると、それに対してそれが過重な負担ではないのにもかかわらず、必要な配慮を行わないということが差別に当たるといふことでございます。例えば聴覚の障害者の方がお店に行き、手話で会話をしてくれと言うとか、あるいは筆談で買い物をさせてくれというときに、それを拒否するということなどは差別に当たると言われております。また、実際の例では、『五体不満足』の著者であります乙武さんが、イタリアンレストランを予約しまして、彼は車椅子でございますので、店まで上げてほしいという要請をしたんですが、忙しいからということで断られたということで物議を醸しましたが、このような例も合理的な配慮の不提供の1分野に当たるといふ思います。

宮本委員 乙武さんの例なんですけれども、結構議論になって、それは果たして合理的な

配慮を欠いていたのかいないのかというのはネット上でも相当議論になったと思うんです。そうすると、誰が一体判断するのかなというのをすごく私も疑問に思っていましたし、今回条例なので、罰則規定とかそういったことはあるのかどうかまた伺いたいんですけども、その前に、配慮の不提供・提供、あるいはさっきおっしゃった定義、それに対して誰が判断するのかというのはどういうふうになっているのでしょうか。

中山障害福祉課長 差別解消法では、国民は対象になっておりません。事業者と行政でございます。国、地方自治体は、先ほどの差別をしてはならないという義務規定になっております。事業者のほうは、積極的な前者の差別のほうはしてはならないとなっておりますが、合理的配慮の部分は努力義務規定になっております。やはりおっしゃるとおり、財政的な問題、経営の問題とか、それぞれの場所の問題もありますし、先ほどのレストランでいえば、非常に忙しい時期に当たったということもあるのかもしれませんが、そういうふうなさまざまな要素が絡み合っていますので、一概に義務規定になっておりませんで、事業者のほうは努力規定ということになっております。ですから、実際には罰則規定もございませんので、これは双方が話し合いをする中で、お互いの落としどころを探るといふような方向性になっていると考えております。県といたしましても、相談体制を充実することによって対応していこうと考えているところでございます。

宮本委員 そうすると、県として条例を制定して、その実効性と言うのも変なんですけれども、差別を解消していくための1つのいわゆる基準をつくって、それに、さっきおっしゃったように、取り組みとしては相談員を置くと。それ以外の取り組み、要するに、そういった差別を図るために具体的に何を行っていくのか、ほかにもし事例があれば教えていただきたいと。

中山障害福祉課長 条例で想定いたしておりますのは、差別的な事案が発生した場合には、障害者の方が泣き寝入りするようなことがあっては困りますので、まず相談窓口を明確化する必要があるかと思えます。そして、実効性のある解消が図られるような体制をつくっていくことが重要だと考えております。

条例の中では、まず1次的な相談窓口といたしまして、各市町村の単位に地域相談員を置こうと思っております。この地域相談員は、障害者の方が身近なところで気軽に相談ができるように、現に今、市町村の地域で相談を行っている方々などを推薦していただいて、その方々になっていただき、その方々が障害者の方の相談を受ける中で、助言とか、必要に応じては相手方との調整を進めていただくというふうなことを考えております。

しかし、実際には差別事案は、当事者同士、相手がいるわけですから、そのまますぐ解決というふうにもいかないと思えますので、そういう地域の相談員だけでは解消できない事案につきましては、県のほうに差別解消推進員という職員を置きまして、障害者施策などの専門的知識を持っているような方、それから、調整能力の高い方を選任して置きまして、その解消推進員が地域相談員へのアドバイスとか、協働して調整なんか当たろうと。そして、さらに、相談支援では結局解決に至らない場合は、例えば国の法務局にあります人権擁護委員とか、そういう公的な紛争の解決機関に的確につなげていこうと、このような2段階の相談体制で障害者の方々の差別事案の解消に努めていきたいと考えております。

宮本委員 そうすると、施策として、地域相談員や差別解消推進員を置かれるというのが新規、これまでとの違いということだと思えますけれども、多分これまではそ

ういうものを置いてはいなかったということなんですよね。今回この幸住条例で今おっしゃった相談員さんを置くということが新たに思うんですけれども、これまではどういうところに相談に行っていたのか、それが今回置くことによってどういうふうに解消されるのか、それを最後にお伺いしたいと思います。

中山障害福祉課長 実はたくさん相談員がございまして、例えば身体障害者法の相談制度があって、それは身体障害を持った方が相談に行く。精神があったり、知的があったりということではばらばらな法律で相談員があったわけです。現行は差別解消法がございませので、その相談の中には、ひょっとすると差別の解消、差別事案に当たるような相談があったのかもしれませんが、従来はそういう法律がありませんでしたので、うまくさばけなかったというところがございます。そこで、今回は差別解消のための相談を一本化して明確に位置づけをして、差別の解消についてはここに相談をしてくださいということで地域相談員を置いて、その他の相談は従前のルートへ流すというふうな感じで整理をして差別解消に努めていきたいと考えているところです。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第86号 山梨県婦人保護施設に関する基準を定める条例中改正の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第91号 指定管理者の指定の件（山梨県立青い鳥福祉センター（青い鳥老人ホーム））

質疑

山下委員 済みません、1点だけ。私、指定管理者の委員だったので、もしかしたらそのときに聞いているのかもしれないですが、先ほどの説明の中で、この施設というのは大変特殊な施設ということで、市町村からの措置費をいただくということですけれども、その具体的な数字がわかるようでしたら、1人に対して幾らとか、そういうふうな形で集めているんだと思います。お1人につきお幾らなのか教えてください。ちなみに、一番多い市町村がどこなのかがもしわかったら、多分甲府市だと思いますけれども、お願いします。

内藤長寿社会課長 ただいまの御質問ですけれども、措置費につきましては、厚生労働省で示します老人保護措置費支弁基準がございまして、これに基づいて、所在市町村であります笛吹市がそれぞれの措置費の額を定めることとなっております。金額につきましては、平均1人当たり月額約28万円となっております。金額は今、手元ありませんが、一番多い措置額を出しているところは甲府市でございます。

山下委員            じゃ、1人28万円ということでもいいんですね。

内藤長寿社会課長   月額28万円となります。

山下委員            結構です。

討論                なし

採決                全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

議案第92号 指定管理者の指定の件（山梨県立梨の実寮）

質疑

山下委員            これも確認事項なんですけれども、指定管理者を受けていただいている、手をつなぐ親の会について、資料の後ろのほうにその方々の組織図があります。施設長さん、望月和夫さん、次長さん、向山清彦さんという方ですけれども、ちなみに、この手をつなぐ親の会の会長さんはどなたなんですか。この望月さんなんですか。

中山障害福祉課長   社会福祉法人になっておりまして、望月さんが会長かつ理事長でございます。

山下委員            あと1点だけ確認です。もともこの施設も県が運営していたんですよね。

中山障害福祉課長   昭和53年につくりまして、それ以降、この手をつなぐ親の会を管理委託者、委託先としてずっと施設の管理をしていただけてきました。

大柴委員            済みません、1点だけ。寮のほうのページの3ページなんですけれども、一番下に稼働率があって、26年度は88.1%とあって、施設の性格上、利用者数に目標値を設定することはなじまないことから定員数を目標数とするとして、126人が目標値とありますが、全部いっぱい入って毎月50人ですから年間600人ということになると思うんです。なじまないからということとはわかるけれども、126人というのはどういう数値ですか。

中山障害福祉課長   済みません、これは各サービスの定員すべてが埋まった場合ということで、ここで目標値をとりあえず置いているということでございまして、稼働率を出すための便宜的な数値だというふうにお考えいただければと思います。

大柴委員            極端な話でいうと、126人以上、130人であっても、何とか賄えるというか、それは部屋自体は賄えますよね。あとは人員の問題だと思うんですけれども、対応ができないことはないということですか。

中山障害福祉課長   入所のほうはベッド数とかもあるのではなかなか厳しいとは思いますが、生活介護とかそっちのほうは若干の余裕はあるのではないかとはいえます。

討論                なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第93号 指定管理者の指定の件（山梨県立あさひワークホーム）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第94号 指定管理者の指定の件（山梨県立あけぼの医療福祉センター成人寮）

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第88号 平成27年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中教育厚生委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中教育厚生委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中教育厚生委員会関係のもの

質疑

（地域医療介護総合確保基金積立金について）

卯月委員

冒頭説明をされた地域医療介護総合確保基金積立金についてお伺いしたいと思います。超高齢化社会を迎えるに当たりまして、地域における効率的で質の高い医療提供体制の構築や地域包括ケアシステムの構築が急務の課題となっております。平成26年度から各都道府県に地域医療介護総合確保基金が設置されておまして、現在、この基金を活用してさまざまな事業が展開されていると聞いております。そこで、本年度の本県への基金の配分状況、そしてまた、今後の基金の活用方針についてお伺いします。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 本年度は我が県は、国全体で約900億円の基金が消費税財源で用意されたわけですが、ほぼ要望に近い額であります8.6億円を配分されております。これに関しましては、3つの柱があると考えております。まず1つ目の柱は、先生に御指摘いただいた、医療機能の分化や連携を図り、リハビリテーション機能とか在宅医療を強化していくというものでございます。2つ目は在宅医療の整備推進としまして、病床の機能転換に伴って医療難民の方が出ないように、在宅医療に対する人材の確保などを行うためのものでございます。3つ目は、医療従事者の確保といたしまして、例えば二次救急とかそういった根本的な医療の提供体制のベースのところについて基金を配分するというような、3つの柱になっているところでございます。

（回復期リハビリテーション機能等設備整備事業費について）



卯月委員 続きまして、地域医療対策費の中の回復期リハビリテーション機能等設備整備事業費についてお伺いします。現在、県では地域医療構想の策定を進めておりました。各医療圏において将来必要となる機能別の病床数等を検討していると聞いております。そこで、地域医療構想を策定している段階であり、地域に不足する医療機能や必要量がわからない状態にもかかわらず、地域医療介護総合確保基金を活用して今回の事業を行うのはどうしてでしょうかお伺いします。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 先生御指摘のとおり、県では今、地域医療構想の策定を進めておりました。各医療圏ごとに地域医療構想調整会議でさまざまな御意見をいただいているところでございます。実はどの都道府県もそういう段階でございます。なので、今年の基金でやるものは何かと申しますと、その中でも明らかに不足している病床機能がもう実はかなり明確にわかっております。我が山梨県におきましては、例えば急性期治療を経過した後の在宅復帰に向けたリハビリを提供している回復期機能につきましては、厚労省のガイドラインどおりの平成37年の必要病床数の推計と比較いたしますと、最も充実している峡東地域でも330床ほど不足しております。また、山梨県は、在宅医療も非常に不足している分野でありまして、4医療圏全てで在宅療養支援診療所という在宅医療を主に行う診療所の数が全国平均を下回っているという状況であります。

リハビリ機能と在宅機能、確かに正式に決定するのは来年度の初めなんですけれども、不足するのは完全に明らかでございますので、そのように明らかに不足している部分については、まず今年からできるだけ早くということで充実を図っていくという趣旨でございます。

卯月委員 補助先は甲府城南病院のほか計16医療機関となっておりますが、県内全ての医療機関が補助対象となれるのか、あるいは補助を受けるためには何か必要な条件等があるのかお伺いします。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） もちろん基金でございますので、どの医療機関でも補助は当然可能だと考えておりますけれども、もちろん今申し上げましたとおり、明らかに不足している機能を補うということが政策の趣旨でございますので、基本的にはリハビリをやっていただく病院を対象にしております。具体的には、診療報酬においてリハビリを専門に行う回復期リハビリテーション病棟、また地域包括ケア病棟という診療報酬基準があるんですが、そういったものをとっているもの、もしくはこの基金を活用してさまざまな機器を整備することによってそれらを実施するという医療機関に対して補助をするということにしております。また、在宅においては、在宅をこれからやっていく、もしくは在宅療養支援診療所という届け出をしていただくというようなところを基本に考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第27-9号 重度障害児の医療費を窓口無料に戻すことを求めることについて

意見 （「継続審査」と呼ぶ者あり）

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

請願第27-12号 重度心身障害児の医療費助成方法の変更に関することについて

意見 (「採択」と呼ぶ者あり)

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

所管事項

質疑

(先進的な高度医療の導入について)

宮本委員 12月議会の本会議で伺いました先進的な高度医療の導入について引き続き伺いたいと思います。知事の答弁の中でお答えいただいた国の先進医療会議の内容、そして、国の医療保険制度についてなんですが、粒子線治療の優位性が明らかになったがんとそうでないがんが示されて、粒子線治療の医療保険上の今後の取り扱いが検討されているということで、その結果、全国の粒子線施設の収入に影響が出る可能性がある、そういった答弁を先日いただきました。

伺いたいことは、どのようながんについて優位性が明らかになったのか、またならないのか、それについて伺いたいと思います。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 少し細かいお話になりますが、お許してください。今回、放射線腫瘍学会のほうから厚生労働省のほうに報告があった内容についてでございますけれども、重粒子線については、小児腫瘍、特に脳腫瘍や横紋筋肉腫、神経芽腫といった非常に特別ながん、また、骨軟部腫瘍という骨にできるがん、頭頸部がんという首にできるようながんについては、一部今までのガンマ線の治療などに比べて有効性が示されたという一方で、今、日本中の重粒子線施設で非常に多く行われている前立腺がんや肝臓がん、肺がんなどは既存の治療との比較ができなかった。つまり、わかりやすく言いますと、優位性を示すことができなかったというデータが公表されたというふうに我々は聞いております。

宮本委員 今言った、横紋筋肉腫、骨軟部腫瘍、頭頸部がんなど、実際はかなりレアながんということなんですが、そのいろいろな部位別のがんの中で、今おっしゃったようながんというのは大体何%ぐらいの比率ですか。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 確かに先生おっしゃるとおり、非常にレアながんでございます。6月議会で調査費を計上させていただいて、今、さまざまな調査を行っております。山梨県の中でもがん登録データという、非常に綿密なデータ、全国的にもがん登録のデータが整いつつありますので、それらの登録データからこれらの有効な患者の割合とかそういったものを今、細かい数字を割り出している最中でございます。ですが、大ざっぱに見ても、5%や10%といった数がある

わけではない、それ以下であるということは申し上げることができるかと思いません。

宮本委員

もちろん今出せないと思うんですけども、山梨県につくる設備で、山梨県の中で発生するがんに対して措置をするための施設ですから、そういう意味で、山梨県で発生する患者さんがどれくらいいるのかというのはいずれ調査していただきたいなと思います。

加えて、続けますが、国では医療保険上の取り扱いをどのように変更しようとしているのか、これもあわせて伺いたいと思います。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） これも済みません、多少細かい御説明になるのをお許しください。今、重粒子線施設というのは先進医療という枠組みになっております。先進医療という枠組みは、我が国は混合診療が禁止のわけなんですけど、先進医療に認められている医療だけは、先進的な医療で、しかも将来的にエビデンスが出そうということで自由な価格設定とともに保険を両方使うことが許されております。重粒子線についてはそれで認められておまして、佐賀県とかそのあたりでは大体300万円、大きいところで250万円といった値段をつけて、保険と併用しているわけでございます。

今回議論になっておりますのは、そこまでエビデンスがないのであったら、まず1つの可能性としては、これは国が最終的に来年の3月に決めることですので、私のほうから責任を持った御答弁はできませんけれども、自由診療に全てなるということで、いわゆる保険との併用が認められなくなるというのが1つのパターン。そうなりますと、患者さんの自己負担は非常にふえる上に、また有効性が認められなかったということで、各施設、収益的には非常に減るということが考えられます。

もう1つは、先進医療には、AでなくBという枠組みがございます。Bというのは、一応保険との併用は認めるけれども、臨床治験としてのプロトコル、つまり、小俣先生が県立中央病院でやったように、例えば事前に何十人に対してこういう患者さんに対してやりますというような計画を立てて、倫理審査委員会などを通して、非常に厳しい計画の中で数十人とかそういった単位でやるというのが先進医療Bでございますので、限定的に保険との併用が認められるというような枠組みです。いずれにせよ、今、重粒子線施設がある施設については、収益に関しては非常に影響が出るような改正が今のところ検討されているというような段階だと聞いております。

宮本委員

施設の的にも収入が減っていくということで了解しました。

あわせて、放射線医学総合研究所についてなんですが、重粒子線治療装置の小型化について実際に取り組んでいるということですが、装置の大きさとか、実際どれだけ小型化ができるのか、整備費とか、そういった総合研究所の取り組みについて、もし今把握されていたら教えていただければと思います。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） まだ放医研のほうから正式な発表はないんですが、今後長期間の計画の中で、私も非常に専門的で理解し切れないところがあったんですが、今は大体体育館ぐらいの大きさと言われているものが、非常に強い磁力を使ったことによって、テニスコートぐらいになるんじゃないと言われていたんですが、それが大体10メートル掛ける20メートルぐらいの大きさまで今後長期的には開発が可能なのではないかという見通しを放医研は立てているというお話を聞いております。

宮本委員 加速器のことだと思うんですけども、実際に実用化された加速器、今おっしゃった10掛ける20メートルという、いわゆる実験段階というのは、既にどこかにあるんですか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 現時点では超電導技術で急速に曲げる技術がないので、ゆっくり曲げるしかないの、体育館ぐらいの大きさになってしまうと聞いております。今後の課題だと聞いております。

宮本委員 そういう意味では、小型化の開発いかんによってコストも、粒子線治療施設自体の予算も含めていろいろ決まってくると思います。私自身が6月議会、今回の12月議会でも一般質問の中で、子供の病気や障害に対する医療の強化というメッセージをお送りしたと思うんですけども、子供を産み育てやすい社会、子供、それによって若者というか、少子化対策に、知事の100万人都市山梨につながっていくと、そういうふう考えています。そういう意味で、一般質問で申し上げたことと同じなんですが、身近な医療の強化もしくは高度化、非常に専門的なレアな部分じゃなくて、一般化された高度化、強化について御所見を伺いたいと思います。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 先生に御指摘いただいた身近な医療の高度化ということも含めて、詳しく調査・分析をするように今、調査を進めているところでございます。先生に御指摘いただいた少子化対策なども含めた子供の医療や障害に対する医療、すなわち、身近な医療の高度化についても、調査結果を参考にしながら、今既に高度医療のあり方検討委員会を開いておりますけれども、その中で発表した上で御検討いただいて、さまざまな御意見をいただいこうと考えております。

（山梨ライトハウスについて）

山下委員 先ほど指定管理者の指定の件の審査の中でライトハウスの話が出たんですけども、私は特別委員会の委員だったので、所管でやらさせていただきます。

内部留保金が4億円あったということで、委員の中から御指摘をいただいて、そして、指定管理者の施設である春日居町の先ほどの施設を購入したらどうだみたいな話もあって、ただいまライトハウスのほうでいろいろ御協議を進めているというふうに私は内部の方から伺っているんです。まず、あそこの施設のもともとのスタートというのが、皆さん御存じの方も多いと思うんですけども、山日新聞の三井さんが非常に高い志の中で、何人かの方々とボランティアで始めていただいて、そして、一つ一つ築いて今日を迎えられたということで、内部留保金の部分に関しては、私も正直言って今回初めて聞いたので、非常に残念な部分もあるんでしょうけれども、それだけまじめにコツコツやってきた成果なのかなというところも、逆に言えば、僕は光と影の部分があるんじゃないかなと思っています。

その中で、今、委員の中から非常にいろいろな意見が出たということも聞きましたけれども、その中で、その施設を購入したらどうだろうかという意見もあって、内部で今、検討しているというふうに言ったんだけど、あの施設は十分わかるんですけども、問題は受け取るほうのライトハウスのほうです。あそこの今の理事長さんというのは、残念ながら体調が健全な方ではなくて、盲人の方が理事長をやられているということで、しかも理事をやっている方々は、簡単に言えば、寄せ集め。それぞれ優秀な方ですよ。優秀な方だけど、直接プロパーとして

やっているわけではなくて、理事の方々は当然のごとく寄せ集めでやっているということです。

そういうふうなので、経営的に、今度施設を買って、あの団体が本当に運営していけるのか。しかも、今度そこを買えば、あそこが3つ目の施設になる。本当にちゃんとしてやっていけるのかどうなのか。だから、買え買えは結構です。ただ、やっぱり受け取るほうの経営をしっかりとした体制をつくってあげて、きちっとした経営陣なら。その盲人の方が経営ができないとか言っているんじゃない。ただ、正直言って、やっぱりなかなか厳しいでしょう。だから、まずは受け取るほうの部分もよく、いわゆる体制をつくってあげてから移行していかないとうまくいかないんじゃないかと思えますけれども、その点について御所見をお願いします。

中山障害福祉課長 夏から調査特別委員会でいろいろな意見をいただきまして、ライトハウスとも協議を進めてまいりましたけれども、おっしゃるところもあると思います。我々も一方的に買えと言っているわけではなくて、当然体力があるかないかということも判断をし、そして、県の施設として入居者が現におりますので、その方々の入所サービスを落とすということもあってはならないので、仮に買えるかどうかということと、買ったときに今あるサービスを落とさないで継続できるかという点、そして、できればさらに向上できる、改善できていく、そういうふうな考え方とか可能性があるかどうかという点の3つぐらいの点から検討していただいて、買えなければ買えないでもいいということで話を進めてまいったところあります。

実際といたしますと、11月の初めの理事会で、将来的には買い取って施設を充実させることが可能なので、自分たちの施設としてやっていきたいということで先日我々のところにも要望が上がってまいりました。そして、そのときには、経営に直結するので、適正な不動産鑑定をしてほしいという要望もあわせてもらっているところでございます。

今まで指定管理の審査の中で当該法人の経営を見てまいりましたけれども、年間3,000万円から4,000万円ぐらいの黒字と言っているのでしょうか、収支差額が残ってきているということがございます。そして、今度、グループホームの2棟目をつくることになっておりますので、そこからも収益が上がってくるというふうなこと、そういうことを考えあわせると、仮に買ったにいたしましても、安定的な経営がしていけるのではないだろうかというふうに実は考えております。

なおかつ、医療福祉機構というところからお金を借りないと買えないわけでございますけれども、事前に相談に行っておりまして、医療福祉機構のほうからも、十分に返済できる余力を持った、体力を持った法人であるというふうなことを言われておりますので、それらを総合的に勘案しますと、引き続きいい経営をしていただけると考えております。

山下委員

今までは指定管理者という、ある意味、県の組織の中の1つですよ。それで、退職された県の方も1人行っていただいているのかな。春日居のほうの施設のほうにいらっしゃいます。そういう意味からして、今度は完全に独立してやりなさいよというふうになるわけです。指定管理者じゃなくなるんだから。そうなったときに、本当に今までのとおりできるのか。だって、今は指定管理者で収入もあるんだし。その中の差額の部分で安定的にできるというふうに中山課長さんは言っているんだろうけれども、そうはいつでも、間違いなく今までとは状況は絶対的に違います。だって、指定管理料が入ってこないんですから。固定資産税も今

度払わなければいけないでしょう。その辺はよくわからないけれども。

本当にこれから理事の皆さんでよく協議をするとも言っていました。やっぱりある程度誰かが核になって本当にやっていかないと、今の理事さんは、御存じのとおり、全部肩書で来ているわけですから、こんなこと言っては失礼だけれど、責任の所在はないわけです。だから、誰かが専務理事なり常務理事なりをしっかりとやって、それで、理事長さんがどうするのか、そういうふうなものをやっぱり本当に考えていかないと、なかなかあれだけの立派な施設を、しかも山梨県で唯一の施設ですから、それをやれというふうに言われて、これで、極端なことを言ったら、県から手が離れてしまうような世界になってしまうわけですから、だから、ぜひともその辺を頭に置いてやっていただけたらと思います。一遍切って、ここで、今の私の言ったことについてお願いします。

中山障害福祉課長 これまで協議をしてくる中で、おっしゃるとおりのところはございました。70、80歳の皆様で、なかなか経営とか、新しい風ということに対してなれていないので、非常にちゅうちょされる部分がございます。今後を考えると、理事の方々の人心一新といえますか、そういう部分をちょっとサジェスチョンする必要があろうかというふうには感じております。その点をやっていきたいというふうには思います。

そして、さらに、仮に譲渡をしたにしましても、県から手が離れるわけではございませんけれども、相変わらず私どもが入所を支援してきた方々がいますので、手は離れますけれども、引き続き、指導・助言はして、できるだけ運営に支障がないように、円滑に回るような助言等をしていきたいと考えております。

山下委員 ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。もう向こうでもかなり、新しい人たを、経営能力だとか、専従的にできる人ということを考えているようですから、またそういう指導をしてやっていただきたいと思ひます。

(医療介護総合確保法で定める必要病床数について)

それで、今度はちょっと別のほうです。新聞に、国のほうの指導で今度はベッド数を減らしなさいというふうな御丁寧な御指導をいただいているようでございます。たしかそれは、医療何とか計画とか何とかというやつだと思ひましたけれども、山日新聞にも出ていました。もう少し、どういう経過でああいうふうになって、それで、山梨県はどれぐらいの数のベッド数を削減しなければならなくなりそうなのかということをお教へいただきたければ。

堀岡福祉保健部参事(医務課長事務取扱) 新聞に出たのは、おそらく内閣官房の試算結果だと思ひます。これは昨年度山梨県でも公聴会が開かれた医療介護総合確保法の中で規定されているものでございまして、都道府県が2025年に向けて医療需要をもとにした必要病床数を算出しなさいということが法律の中に定められて算出するものでございます。実際には都道府県が算出と言ひながら、厚生労働省のガイドラインががちがちに決まっております、その計算式に当てはめるような形で計算することになりますので、ほぼ事実上、内閣官房の公表というのは、今回我々、先日県の試算もきちんとレセプトデータの中で計算して示しましたけれども、ほぼ同じような病床数になっているものでございます。

先生から今御質問いただきました病床数ですけれども、今、山梨県内には病床機能報告制度、つまり、各病院が、私たちの病院はこれぐらいありますよという病床数が8,368ぐらいございます。大体8,400でございます。2025年の必要病床数を計算いたしますと、高齢化といいながら、人口の減少がございまし

たり、また療養病床の一部、在宅医療、介護保険でも見られるところの適正化というようなものがありまして、合計で約6,900ぐらいの病床数になるという試算結果が出ております。

これは、2025年に向かって8,400病床から6,900病床に削減するというようなものであるとは考えておりませんで、あくまでも目標であります。6,900病床に向けて、例えば在宅医療とか、また介護保険施設も充実させていった中で6,900病床を目指すという目標だと考えております。その目標を達成するために、先ほど基金のお話も出しましたけれども、そういった基金を使ったりして、介護施設の充実、また在宅医療の充実を図っていくという、本当に努力目標、目標だと思っております。で、そのようなものを目指して県としても努力をしてまいりたいという目標でございます。

山下委員　　ごめんなさい、ちょっとよくわからない。今、山梨県全体で8,368床あって、そして、2025年に6,900床に削減しちゃうぞという、裏を返せば、言い方なんですか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱）　済みません、繰り返しになりますけれども、6,900病床目指して、その他の在宅医療とか介護施設の充実を図っていくという目標でございます。

山下委員　　だから、今、8,368床なんでしょう？

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱）　はい。

山下委員　　あるんでしょう？　だから、それが6,900床になるということでしょうか？　違うの？

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱）　目標として定めているのは、病床数はそうでございます。

山下委員　　だって、数が減るんだろう？

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱）　目標として定める計数としてはそのとおりでございます。

山下委員　　ちょっと言っている意味がよくわからない。だって、8,368床、今、病院にベッドがあるわけでしょう？　使っていないところも正直言ってあるわけですよ。それが、とにかく国の御指導もいただいて、6,900床に数が少なくなるわけでしょう？

山田委員長　　機能分担と言えればいい。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱）　これ、別に私たちの県としての見解のわけではないんですけれども、国の言い方によれば、今ある療養病床の中には、先生御指摘のとおり、在宅医療とか介護施設でも見られる病態像のものもたくさんいます。そういったものも勘案すると、あとは、人口自体が高齢化で減って、医療需要自体が減っていきますので、その両方を勘案すると、6,900病床が目標になると。つまり、機能分担をしっかりとっていくと、6,900病床が可能だよという目標を

県で示しているというふうに御理解いただければと。

山下委員 言い方だと思うんだよ。減るは間違いなく減るんですから、数は減ります。内容はいろいろいいか悪いか別問題として。それで、それだけ減っていくということに、まず医師会などの諸団体というのは、県に対しての反応とか、そういうものはどうなのかと。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 医師会や慢性期医療協会の先生方からは、拙速な病床削減や強制的な病床削減をすることはせず、きちんと医療難民が出ないように、在宅医療、介護施設などを整えた上で、その目標に向かって、つまり、緩やかにちゃんと目標を掲げたからには、受け皿をつくった上で進めていってくれという強い御意見をいただいております。

山下委員 わかりました。それで、いずれにしても、国の指導でそういうふうな形で、県として……、これ、たしか国が絶対やれと言っているわけじゃないんですよね。こういうことを考えなさいと。それで、その計画を当然、今言った6,900床に向かってつくっていくわけですよね。それはどういうスケジュールでつくるんですか。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 御指摘のとおり、国からは計画を立てることの義務づけをされております。昨年度からスタートしておりまして、今まで検討会を2回やっておりまして、二次医療圏ごとの全医療機関が入った形での調整会議も全医療圏で既に開催済みでございます。もうほぼ最終的な形で今申し上げた数字なんですけれども、最終的な決定は来年度の非常に早い時期に検討しております。

山下委員 その計画をつくって、実施していくという過程に入ってくるわけですよね。これからつくっていく中にぜひともお考えになっていただきたいのは、先ほど参事のほうからも言われているように、要するに、医療ってなかなか単純に医療だけというふうに切り離せない。事実上、病院なんか、リハビリや、介護関係をやったりして、自分のところでトータルでやっているところがありますよね。春日居、石和あたりなんかリハビリが非常に多いですから、石和でといたら、甲州温泉病院さんなんかは病院も持って、リハもやって、そして、介護もやって、一通り全部やっている、トータルでやっているところが出てくる。

僕がちょっと思っているのが、いずれにしても病床があいてくる。そういうものをどういうふうにご利用していくかということ、ぜひとも今言った計画の中、頭の中に置いておいていただけたらありがたいかなと思っております。正直言って、市町村の特養をつくっていくのは、希望はあるけれども、なかなか財政的に厳しいです。御存じのとおり、特養の半分は市町村の負担ですから、つくればつくほど市町村は苦しくなるわけです。その中で、国は在宅を目指していくというふうに考えているわけですから。だから、それを考えていけば、いずれにしてもショートやデイみたいなものを少しずつふやしていくということになると、今あいた病床を利用していくということが1つの考え方じゃないかなと僕は思っているんです。そういうことを1つ今度のこの計画をつくっていく中には頭に置きながら進めていただけたらありがたいかなと思いますけれども、御意見を聞かせていただきます。

堀岡福祉保健部参事（医務課長事務取扱） 先生に御指摘いただいた点、非常に効率的な医療提供体制には有効だと思いますが、今、病院は医療法でありまして、介護の施設、実



は調べたんですが、非常にややこしくて、例えば特別養護老人ホームだと社会福祉法人しかできないとか、老健だと医療法人でもできるとか、また、ショートやデイだと実は法人ならできる。つまり、きちんと病院の中で区分けをすれば、例えば特養の医務室と病院の診察室が同じなんていうのはだめなんですけれども、きちんと分かれていればできるというようなことを国のほうからもわかりやすい形で示されておりますので、そういった点は御紹介をしながら、先生が申し上げたとおり、ショートとデイというだけでも結構違って、法的に結構複雑な部分でもありますので、わかりやすくお示ししながら、そのような転換が進むよう、県としても努めてまいりたいと思っています。

山下委員            どうも済みません、ありがとうございました。

(重度心身障害者の医療費窓口無料について)

大柴委員            この前代表質問の中で、知事は明年度から障害児の医療費を窓口無料化するというような形の答弁をしたわけですがけれども、市町村に相談するとは新聞等には書いてありましたけれども、障害児というのが何歳で、知事は一応何歳までというのを念頭に入れて答えたのか、その辺のところを教えてくださいと思います。

中山障害福祉課長   年齢のところは今後さまざまな案があると思いますので、検討していくということにしております。

大柴委員            障害児って幾つなんですか。

中山障害福祉課長   「児」のとり方もいろいろありまして、乳幼児といえは未就学まで、小学生、中学生、高校生とありますので、そこのところはこれから幾つか案を出す中で、どこが適当かを検討していきたいと考えています。

大柴委員            でも、答弁をして、ある程度費用がかかるとわかっているのに、何歳までかも全然、検討状況もわからない。そうすると、何人かもわからないということですよ。費用が幾らかかるかもわからないということですよ。13年度は県と市町村合わせて約9億円のペナルティがあったと。でも、全然わからなくて検討だなんて、ちょっとおかしいような気が私はするんですけれども、この辺いかがですか。

中山障害福祉課長   おっしゃるとおりで、年齢を検討するときにも、当然予算がかかりますので、そこを調べなければいけないということで、現在市町村に照会をして、数値を把握いたしております。実はペナルティ自体は、市町村の国保にかかっておりますので、市町村のほうで受給者とペナルティの額を把握しているんですが、そこから何歳から何歳までが何人いて幾らだということは引っ張ってこないとわからないことになっております。現在我々が把握しているのは、先行して見直しを行った甲府市とか甲斐市からデータをいただいて、それで類推するとどのぐらいという数字はつかんではありますけれども、それもざっくりとした概数ですので、繰り返しになりますけれども、現在、市町村にお願いをして、改めて調査をかけているところでございます。

大柴委員            そんなにかかるとですか。これ、8日に答弁しているんですよ。9、10、11と平日が3日間もあるわけです。市町村に電話すればすぐわかるでしょう。こ

れはやっぱり、県は怠慢だと私は思います。もっとしっかり早く計算をして、小学生まで、中学生まで、高校生まで、3つのパターンぐらいでやるとか、私は中学、高校ぐらいだと思うんですけども、その辺のパターンでやるのに、計算にそんなに時間がかかるものじゃないと思います。県民としてもこれだけ興味を持っていることだし、やることに対して、本当に県民も期待をしていることだと思います。これはやっぱり早く答えを出してあげないといけないと思います。知事が言っているわけですから。ぜひその辺もしっかりやっていただきたいなど。

そして、そもそも県が主導をして窓口の還付払いに変えたわけですから、それを今度は市町村に理解をしてもらって、また今度は窓口無料にしなければならないわけですから、それをちょっとスピーディーにやってもらって、そして、実施するんだったら早目にしてもらわなくてはならないと思います。その辺はいかがですか。

中山障害福祉課長 おっしゃるとおりでございます。例えば4月から実施ということになりますと、医療機関とか受給者の方々にも早目に周知をしなければいけませんので、その点は早く決定をして、明らかにしていく必要があると思っておりますので、市町村の照会のほうもできるだけ早く結果が出るように急ぎたいと思います。

(病児・病後児保育施設について)

永井委員 病児・病後児保育施設について、またちょっと何点かお伺いさせていただきたいと思います。今までも何点か質問をしてきたんですけども、また幾つか質問させていただきます。まず現状把握として、現在の病児保育施設の実施市町村と箇所数について教えてください。

神宮司子育て支援課長 病児・病後児保育の箇所数についてでありますけれども、現在、県内の病児保育につきましても、回復期に至らない場合で、症状の急変が認められないというような児童の保育に対して行います病児保育型が7市2町10カ所であります。回復期にあるけれども、集団保育が困難というような児童の保育に対応します病後児対応型が3市3カ所で実施されているところです。また、このほかに、保育所において保育中に体調不良になった子供を一時的に預かるという、体調不良児を対象としました病児保育が3市1町14カ所で実施されているところです。

永井委員 4年間ずっと質問させていただいて、徐々に数がふえてきて、県の単独の補助金もあって、全圏域に一応、圏域ごとに設置は完了しているということは承知をいたしています。そこで、渡辺淳也議員の一般質問の中にも出ていましたが、また改めて、今後の設置見込みについて教えてください。

神宮司子育て支援課長 今後の設置見込みでございますけれども、昨年度各市町村ではニーズ調査を実施しまして、病児保育のニーズの調査結果を踏まえまして、今後5年以内の計画を定めております。その中では、3市1町2村で7カ所の病児保育の実施が見込まれているところです。

永井委員 3市1町2村の病児保育ということですね。病児保育施設なので、当然これを計算すると、今後5年以内でも、全市町村に設置されることがないということなんですけれども、正直、私も従前よりこの質問をさせていただいて、この病児・病後児保育施設をつくるのにはものすごくお金がかかるということを感じています。ですので、なかなか全市町村に設置することは難しいと思います。そこ

で、例えば市町村を越えた利用というのが多分あると思います。例えば笛吹市の方が甲府に行って受けるというような市町村を超えた利用についての現状を教えてください。

神宮司子育て支援課長 広域利用につきましては、市町村によって扱いがさまざまございます。例えば、市町村の管内の保育所に入所している児童のみを受け入れるという場合や、市町村の管内に保護者の勤務先がある児童についてのみ受け入れるという場合などの条件があります。また、病児保育の費用につきましても、自分のところの市町村以外の児童の受け入れも対象にしているという市町村もあれば、自分の市町村の児童のみを受け入れるとしている市町村もございます。いずれにしても何らかの形で広域の利用がなされているというのが実態であります。

永井委員 広域利用についてはいろいろと対応が違うということで、広域で利用するには利用者側が負担をする金額が違うという話も聞いたんですけども、これ、いろいろなパターンがあると思うんですが、大体どれくらい差があるのか教えてくださいいただけますか。

神宮司子育て支援課長 市町村内に在住するような児童の場合には、大体2,000円という金額が多いところであります。また、市町村外の場合には2,500円とか、500円から1,000円ぐらいの差をつけて町外の方の受け入れを行っているという実情があります。

永井委員 今のお答えで、いろいろな料金の違いがあるということですが、全市町村への設置もなかなかニーズはあるけれども難しいと。広域利用の対応も市町村でまちまちのような状況であれば、この施設の普及、ふやしていくということとともに、県には公益的な観点から、病児保育がある程度画一的に利用が可能となるような取り組みをぜひ行っていただきたいと考えますが、御所見を伺います。

神宮司子育て支援課長 病児保育の普及を図るために、本来ですと、病児保育の場合には最低でも看護師1名、保育士1名の2人を配置しなければならないということでもありますけれども、この基準を緩和した県の独自の制度を実施しておりまして、現在10カ所で開催されております病児保育のうち、2カ所につきましては県の単独の補助事業を活用して実施されているところであります。

また、今後の実施を予定している市町村に対しましても、国や県の補助制度等必要な助言を行いながら、また、県の補助事業等も活用していただくことを踏まえまして、早期に実施をしていただくように促すことで、地域のニーズを踏まえながらさらなる拡充に努めてまいりたいと考えております。

永井委員 県の単独の補助金で施設をふやすという部分は非常にいいと思います。県単独で病児保育の施設に補助金を出したのは、山梨県が全国で3番目という非常にスピード感を持った対応をしていただいて、これができてから2カ所ふえたというのは、やはりすばらしい制度であるので、引き続きやってもらいたいと思います。

広域利用の話でいうと、例えば、予防接種なんかも昔は甲府の人が北杜市に行って受けると料金が違ったりしたのを、今、県内画一的にやっているということもあるので、病児保育もそういった制度にならって、できたら県内画一的な料金でできるようになればいいなと私は考えています。こういった広域利用の利便性の向上なんかも図りながら、今おっしゃられた県単独の補助金なんかも活用し

て、病児・病後児保育施設の普及にあわせて、要は、補助金をこれからも継続してやっていただいで取り組んでいただきたいと思いますが、最後に御所見を伺います。

神宮司子育て支援課長 病児保育につきましては、実施主体が市町村であります。また、広域の利用ですけれども、現在県では、全域で病児保育がニーズに合うように実施されていくよう進めているところでありますけれども、既に活用が始まっている、実施されているというような広域の利用につきましては、県でも今、実態を調べているところであります。既に実施している病児保育につきましても、今後とも関係市町村と、あるいは病児保育を行っている事業者と連携を図りながら、円滑な利用ができるように検討していくことと、引き続いて、病児保育が普及されるように病児保育の推進にも努めていきたいと考えております。

山田委員長 課長、背景も言ったほうがいいと思うよ。今の世の中は、病児ぐらいお母さんが見てあげなさいという議論も圧倒的に多いんだから。だから、それを進めるのがいいのかというのも、その反対の議論もあるんだから。それも踏まえて県はやっぱり答えていかないと。一方的にそれをふやせとってどんどんふやしていいのかという議論もあるので、その両方をやっぱり言ったほうが私はいいと思います。正しいと思います。

神宮司子育て支援課長 今、委員長が御指摘したとおりですけれども、病児保育につきましては、基本的には保育を必要とする児童に対して病児保育をするということがありまして、これはあくまでも仕事と子育ての両立を支援するという仕組みであります。ですので、委員長が今言われたように、本来、親が自宅にいて看護できる場合には、それは当然するべきということで、親が働いている場合で病児の保育が必要になるときについて、こういったサービスを提供するという状況であります。

その他

- ・ 委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・ 閉会中もなお継続して調査を要する事件は、別紙のとおり決定された。
- ・ 閉会中の継続審査案件に関する調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を1月26日に実施することとし、詳細については、後日通知することとされた。
- ・ 11月5日に実施した閉会中の継続審査にかかる県内調査について、議長あてに報告書を提出したことが報告された。

以上

教育厚生委員長 山田 一功